

令和 8 (2026) 年度栃木県入院者訪問支援事業理解促進研修実施要領

1 目 的

精神科医療機関に入院する患者のうち、医療機関外との面会交流が途絶えやすい者に対し、訪問支援員が訪問し、気持ちの傾聴や相談対応等を行う「入院者訪問支援事業」を効果的に実施するため、精神科医療機関の職員をはじめ、市町や職能団体等関係機関に対して制度への理解を深めることを目的とする。

2 共 催

栃木県、一般財団法人栃木県精神衛生協会

3 実施の概要

- (1) 日 時：令和 8 (2026) 年 9 月 7 日(月) 13時30分～16時40分(受付13時00分～)
- (2) 場 所：栃木県庁 東館 4 階講堂(栃木県宇都宮市埴田 1-1-20)
- (3) テーマ：「入院者訪問支援事業について制度の理解を深め、実践につなげる」
～各地の取組から栃木県での第一歩を考える～
- (4) 内容及び講師

【講義 1】	内容：入院者訪問支援事業の概要、全国の自治体の取組状況
	講師：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 権利擁護支援専門官 岡本 秀行 氏
【基調講演】	内容：事業創設の経緯、効果や課題及び今後の展望、訪問支援員の活動をと おして感じたこと
	講師：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 部長 藤井 千代 氏
【講義 2】	内容：入院者訪問支援事業の活用により医療機関の立場から見えたこと、導入 における院内調整、患者・スタッフへの効果と課題
	講師：一般社団法人安田博愛会 安田病院 小島 彩 氏
【行政説明】	内容：栃木県の取組の方向性について
	説明者：栃木県障害福祉課 精神保健福祉担当

4 対象者(募集人員 90 名程度)

- (1) 精神科医療機関の職員(医師、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士等)
- (2) 市町職員（医療保護入院者の市町村長同意に関する業務担当課の職員等）
- (3) 障害者支援等に携わる専門職
- (4) 事業所等に所属するピアサポーター
- (5) 健康福祉センター職員、精神保健福祉センター職員

5 申込方法

チラシに掲載された二次元コードまたはURLより申込み
申込期限：令和 8 (2026) 年8月25日(火)17時まで

6 問い合わせ先

栃木県保健福祉部障害福祉課 精神保健福祉担当 TEL：028（623）3093